

京丹後市入札監視委員会(令和4年度第1回) 議事概要

開催日時	令和4年7月26日(火) 午後1時30分～午後4時10分	
開催方法	ZoomによるWeb会議	
出席委員氏名(職業)	委員長 村尾 慎哉 (公認会計士) 委員 角田 暁治 (京都工芸繊維大学大学院 教授) 委員 高橋 映次 (弁護士)	
議事概要	1 開会あいさつ (中西総務部長) 2 議事 (1) 抽出工事に関する審議について (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について 3 次回抽出委員の選出 村尾委員を選出 4 次回開催日程の調整 5 その他 6 閉会あいさつ (中西総務部長)	
審議対象期間	令和3年10月1日 ～ 令和4年3月31日	
抽出案件	総件数 7件	(備考) 対象件数 88件
一般競争入札	2件	
公募型指名競争入札	—	
通常指名競争入札	1件	
随意契約	4件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	委員会としては、具申すべき特段の意見等はない。 ただし、冬季に行う工事において、適切な冬季割増や除雪費用を 予定価格に計上することができないか検討していただきたいこと。 多くの業者が最低制限価格で並び、抽選となる案件が多いこと について、改善することができないか検討していただきたいこと。	

別紙

「2 議事 (1) 抽出工事に関する審議について」関係

1 令和3年度(3災3509号)災害復旧工事・・・一般競争入札

※ 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上であったため、抽選(同価入札によるくじ引き)により落札業者を決定した案件。

意見・質問	回答等
○物価資料について(1) 物価資料は何か月ごとに改定されるのか。	1か月ごとに改定されます。
○物価資料について(2) 設計金額は最新の物価資料を使用していないのか。	設計金額の積算時における最新の物価資料を使用しています。
○ランダム係数について(1) 最低制限価格での抽選が多くある中で、ランダム係数で処理することについて、何か問題があるのか。	国土交通省は、最低制限価格を下回るような価格の設定を行う場合は、歩切りとして問題視していますし、予定価格の漏洩防止を目的とする場合は、少額の場合のみ認めています。 また、適切に見積もりを行った応札者が落札候補者にならない可能性があるという課題があり、ランダム係数の採用を辞めた自治体もあります。
○ランダム係数について(2) 最近ランダム係数を導入している自治体もあるようだが、他の自治体へヒアリングはしているか。	まだヒアリングは行っていないが、今後精査していきます。
○入札結果について 同日に抽選になっている入札結果について、落札者が偏っているようにも見えるが、どう考えているか。	抽選による落札者の決定は機械的に処理していますので、落札者が偏っているのは偶然であると考えています。

意見・質問	回答等
<p>○資格要件について (1)</p> <p>単純な工事であるように思うが、資格要件を土木一式工事のA～C等級まで広げている理由は何か。</p>	<p>災害復旧工事につきましては、過去の経過により条件によって、A～C等級もしくはA・B等級を資格要件としています。</p>
<p>○資格要件について (2)</p> <p>応札が少ない案件のときに参考になるため、応札業者がどの等級かわかった方がよい。</p>	<p>次回の資料から記載します。</p>
<p>○災害復旧事業協力者支援工事について (1)</p> <p>今回の災害復旧工事は、過去にあった災害復旧事業協力者支援工事の対象工事となるのか。</p>	<p>令和3年度の災害復旧工事につきましては、過去にあった災害復旧事業協力者支援工事の取り組みは行っていません。</p>
<p>○災害復旧事業協力者支援工事について (2)</p> <p>過去にあった災害復旧事業協力者支援工事は、特定の年度だけの取り組みということか。</p>	<p>そうです。</p>

2 令和3年度 林道・奥寄線災害復旧工事・・・指名競争入札

※ 当初は一般競争入札を行ったが、参加申請受付後に発注者側の都合により中止したため、参加申請のあった業者に対し、指名競争入札を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○入札中止について (1)</p> <p>当初の入札で発注者側の都合で中止した理由は何か。</p>	<p>当初入札の設計書は9月の単価で積算していたが、積算適用日を12月としていました。また、たまたま12月に単価の改正があったことから、積算単価を12月と誤解される可能性があったため、中止としました。</p>
<p>○入札中止について (2)</p> <p>9月と12月の説明をしても誤解される可能性があったのか。</p>	<p>今回の場合、一般的には積算適用日を9月にしますので、他の工事と違う表記となっていることもあり、中止しました。</p>

意見・質問	回答等
<p>○積算単価について (1)</p> <p>再度の入札でも9月の単価で積算したのか。</p>	<p>単価は見直しをかけ、最新の単価で積算しています。</p>
<p>○積算単価について (2)</p> <p>最新の単価は9月の単価より高くなったのか。</p>	<p>少し高くなっています。</p>
<p>○入札方式について (1)</p> <p>再度の入札はなぜ一般競争入札ではないのか。</p>	<p>当初の入札を中止した際にすでに参加者がおり、仮にそのまま入札していれば、その参加者で入札が行われたことになるため、再度の入札では、その参加者を指名する指名競争入札を行っています。</p>
<p>○入札方式について (2)</p> <p>それは中止というより延期になるのか。</p>	<p>当初の入札と同じ参加者で再度の入札を行っていますので、延期という考え方もあるのかもしれませんが、当初の入札を一旦中止し、設計書の見直しをかけ、新たな工事として再度の入札を行っています。</p>
<p>○入札中止について (3)</p> <p>今回のような理由で入札を中止することは、よくあることなのか。</p>	<p>おそらく今回が初めてではないかと思います。</p>
<p>○入札中止について (4)</p> <p>誤解される可能性がある表記になっていたのは、チェック体制が十分ではなかったからか。</p>	<p>否定はできませんが、たまたま単価の改正時期が重なり誤解を招くような形になってしまいました。</p>
<p>○入札中止について (5)</p> <p>入札を繰り返すと、それだけ手間やコストがかかるので、再発しないように検討をお願いしたい。</p>	<p>再発防止に努めます。</p>

3 浅茂川地区管渠布設工事その18・・・一般競争入札

※ 契約金額が大きい案件。

意見・質問	回答等
<p>○予定価格について (1) 予定価格の算定が容易であるとのことだが、金額の大小は関係ないのか。</p>	<p>関係ありません。</p>
<p>○予定価格について (2) 予定価格の算定が難しい工事はどんな工事か。</p>	<p>推進工法などの通常の工法ではない場合は、算定が難しくなることがあります。</p>
<p>○最低制限価格について (1) 受注意欲が高い工事は、どの業者も最低制限価格での応札になると思うが、採算は取れるし、自社の技術ならできるからやりたいという業者を選定することは難しいのか。</p>	<p>国からダンピング防止のために最低制限価格を付けるように指導もある中で、独自の方法で業者選定を行うのは難しいのではないかと考えます。</p>
<p>○最低制限価格について (2) 業者は利益が出るから最低制限価格で応札しているのか。</p>	<p>おそらく利益は出ているだろうと思っています。</p>
<p>○補助金事業について 補助エリアと単費エリアはどのように分けられるのか。</p>	<p>補助単費の基準に基づき、実施設計をする際に分けていきます。</p>
<p>○工事計画について (1) 同種工事を複数発注しているが、どういう基準で発注しているのか。</p>	<p>近くのエリアで同時に発注しますと道路が狭くなるため、概ね今回のような工事規模で、離れた箇所の記事を発注するようにしています。</p>
<p>○工事計画について (2) 工事金額の制限はあるのか。</p>	<p>現状では概ね5、6,000万円としています。</p>

意見・質問	回 答 等
<p>○工事計画について (3)</p> <p>同種工事はだいたい抽選となっている中で、工事計画の見直しにより入札回数を減らすことができるのか。</p>	<p>近くのエリアで複数の工事を行いますと、住民の生活に支障をきたす恐れがありますし、工事金額を上げますと、特定の業者に受注が偏ってしまう可能性があります。また、分離分割発注という市の方針もありますので、現状は5,000万円以上1億円未満の工事規模で発注しています。</p>
<p>○入札参加制限について</p> <p>受注機会の均等を担保するため、一度受注したら次の同種工事は受注できないような入札参加の制限はあるのか。</p>	<p>同日に同じ等級の同種工事が複数あった場合、1件落札したらそれ以降の同種工事には入札に参加できないという同日落札数制限と同年度に同じ等級の同種工事を4件までしか受注できないという年間受注件数制限を設けています。</p>

4 木津地区管渠布設工事その21 …… 随意契約

※ 契約金額が大きく、落札率が高い案件。

意見・質問	回 答 等
<p>○随意契約の発注について</p> <p>京都府工事の受注業者は受注した時点で今回の工事が随意契約で発注があることはわかっていたのか。</p>	<p>京都府には今回の工事を行うことについて調整していましたので、業者は工事があることはわかっていたと思いますが、自分に発注が来ることまではわかっていないと思います。</p>
<p>○見積金額について</p> <p>京都府工事の受注業者は今回の工事の発注が自分に来ると予想して、見積金額を高くすることはいいのか。</p>	<p>1者に見積依頼していることを事前に業者に伝えることはないので、入札のときと同じように積算されていると考えます。</p>
<p>○見積依頼について (1)</p> <p>見積依頼したとき、業者は随意契約かどうかはわからないのか。</p>	<p>随意契約であることはわかりますが、1者ということはおわかりません。</p>

意見・質問	回答等
<p>○設計内容について</p> <p>更の道路から工事を行うより手間やコストが少ないと思うが、それは設計に反映されるのか。</p>	<p>舗装の本復旧は外しています。</p>
<p>○見積依頼について (2)</p> <p>京都府工事の受注業者は1者ではないのか。</p>	<p>1者です。</p>
<p>○見積依頼について (3)</p> <p>随意契約とした理由からすると、京都府工事の受注業者に今回の工事の見積依頼をすることは明白なことではないのか。</p>	<p>市としては、6号理由で随意契約を行い、業者選定をしておりますが、業者に見積依頼をするときに1者であるとは伝えていません。</p>
<p>○見積依頼について (4)</p> <p>通常、見積依頼をするときに見積業者に選定した理由について業者には何も伝えないものか。</p>	<p>何も伝えません。</p>

5 公共浄化槽設置工事その25 …… 随意契約

※ 初度の一般競争入札において、入札参加者がいないため不調となり、再度指名競争入札又は一般競争入札を実施した場合、予定期限内の完成が困難であることから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号(競争入札に付することが不利と認められるとき。)の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○見積業者の選定について</p> <p>見積業者をどのように選定されたのか。</p>	<p>通常ならB等級の業者を選定しますが、久美浜町内のB等級の業者が1者でしたので、その1者と久美浜町内のC等級の業者を選定しました。</p>

意見・質問	回答等
<p>○入札不調の要因について</p> <p>初度の入札で参加者がいなかったのは何か経済的合理性がなかったからなのか。</p>	<p>11月下旬の発注であり、各業者の手持ち工事が多かったのではないかと考えていますが、工事場所は雪の多い山奥であり、排雪作業に時間がかかったり、作業効率が悪かったりすることもあるのかもしれない。</p>
<p>○予定価格について (1)</p> <p>工事が冬季にかかる場合、予定価格を増額するという事はないのか。</p>	<p>基準等がありませんので、増額はしていません。</p>
<p>○入札時期について</p> <p>年末や冬季に入札を行うと、今回のように参加者がいないということがありますか。</p>	<p>可能性はあります。</p>
<p>○予定価格について (2)</p> <p>明らかに雪が降っていて、工事の内容に除雪が含まれる場合でも、浄化槽設置工事には除雪費用を含めることができないということか。</p>	<p>浄化槽設置工事に限らず、雪の関係で影響が出てくる工事はありますが、除雪費用を別途計上することはしていません。</p>
<p>○見積依頼について (1)</p> <p>入札が不調になった後に見積依頼を行う場合、どのように通知するのか。</p>	<p>文書で見積依頼を行います。入札が不調になったことは文言に入れていません。</p>
<p>○見積依頼について (2)</p> <p>入札では誰も参加しないのに、見積依頼を行うと見積もりが出てくるのはなぜか。</p>	<p>随意契約では各業者に見積依頼の文書を直接送付しますので、辞退ではなく見積もりを出そうという業者の心理が働いたのではないかと考えます。</p>

意見・質問	回答等
<p>○予定価格について (3) (意見)</p> <p>年末や冬季の入札は不調が多くなり、結局業者に無理をして受注してもらっているようにも見えるため、冬季割増や除雪費用等を適切に計上することを検討してもよいのではないかと思う。</p>	<p>(意見であるため、回答はなし。)</p>
<p>○見積依頼について (3)</p> <p>随意契約では辞退することはないのか。</p>	<p>辞退することはあります。</p>
<p>○見積依頼について (4)</p> <p>随意契約でも辞退することがあるなら、今回は初度の入札の少し後に見積依頼をしているが、業者は余裕ができたから見積もりを出してきたということではないのか。</p>	<p>多くの業者が予定価格付近での見積金額ですので、入札ではあまり意欲が湧かなかったが、見積依頼の文書が直接届いたことにより、予定価格付近ではありますが、見積もりを出していただけたのではないかと考えています。</p>
<p>○随意契約とした理由について (1)</p> <p>申請者のリフォーム工事等の完了及び入居時期に間に合わず、申請書の生活に支障をきたすことが、競争入札に付することが不利と認められる理由になるのか。</p>	<p>6号理由として、金額要件以外に今回のような時期的な要件も含まれると考えています。</p>
<p>○見積依頼について (5)</p> <p>業者からすると、入札には参加しないが、見積依頼が来たら見積もりが出した方がよいという何か背景があるのか。</p>	<p>何か背景があるとは考えていませんが、業者の手持ち工事がある中で、入札公告を見て応札すると、市から見積依頼の文書が届くというところで少し違いがあるのではないかと考えています。</p>

意見・質問	回答等
<p>○随意契約とした理由について (2) (意見)</p> <p>「競争入札に付することが不利と認められるとき」というのは、あくまで発注側の有利・不利で考えるので、「申請者の生活に支障をきたすから」ではなく、「申請者の同意が得られにくくなり、発注者側の早期の工事に支障をきたすから」という理由にする方がよいと思う。</p>	<p>(意見であるため、回答はなし。)</p>

6 令和3年度 松原雨水幹線整備工事に伴う水道工事 …… 随意契約

※ 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき。）の規定に基づき随意契約を行い、落札率が100%であった案件。

意見・質問	回答等
<p>○工事の発注について (1)</p> <p>当初の土木工事では予定していなかった水道工事ということか。</p>	<p>はい。当初の事前協議では土木工事の支障とならないということでしたが、試掘で確認しますと、支障となることが判明し、急遽発注しました。</p>
<p>○工事の発注について (2)</p> <p>当初から水道工事も必要であるとわかっていたら、土木工事と一緒に入札にかけていたのか。</p>	<p>はい。土木工事と一緒に入札にかけていました。</p>
<p>○設計金額の積算について (1)</p> <p>設計金額は市で積算したのか。</p>	<p>はい。標準歩掛等を参考に積算しています。</p>
<p>○設計金額の積算について (2)</p> <p>業者に参考見積もりを取っていないのか。</p>	<p>はい。参考見積もりは取っていません。</p>

意見・質問	回答等
<p>○採用金額について</p> <p>工種としては複雑な積算ではないため、精度の高い見積もりが出てきて、結果的に落札率が100%になったということか。</p>	<p>はい。積算参考資料で見積もりの材料単価も公表しておりますので、それらを参考に積算すれば、設計金額に近い見積金額が算出できると思っております。</p>

7 市道後ヶ浜海岸線防護柵設置工事その2・・・随意契約

※ 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき。）の規定に基づき随意契約を行い、落札率が低い案件。

意見・質問	回答等
<p>○採用金額について</p> <p>採用業者への聞き取りで、実績を上げるために頑張ったとのことであるが、無理して受注した可能性もあるということか。</p>	<p>可能性はあるかもしれませんが、採用業者だけが著しく低い見積金額ではありません。</p>
<p>○予定価格について</p> <p>予定価格は問題なかったという検証結果なのか。</p>	<p>令和3年度の土木の積算基準等を参考に積算しておりますので、予定価格に間違いはなかったと考えています。</p>
<p>○最低制限価格について</p> <p>今回の工事を仮に入札にかけた場合、おそらくすべての見積金額が最低制限価格未満になるように思うが、本当に予定価格は正しかったのか。</p>	<p>今回の工事を仮に入札にかけた場合、予定価格が500万円未満で、単一工種で部品類の購入費が過半を占めているため、最低制限価格の設定はありません。</p>
<p>○手抜き工事のリスクについて</p> <p>落札率が50%を切っているが、手抜き工事のリスクはないのか。</p>	<p>地元の業者が受注していますので、今後の事もありますし、材料等につきましては、写真等で確認し、最終的には検査を行っていますので、手抜き工事はないと考えています。</p>

「2 議事 (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について」関係

1 指名停止等の運用状況の報告

意見・質問	回答等
<p>○地元の建設業界の状況について</p> <p>全国的にはコロナウイルス感染症増加や資材高騰により建設業者の採算が悪化していると聞いているが、本市において、人手不足で無理をしていたり、違反が増えていたりする傾向はあるのか。</p>	<p>本市では、そのような傾向はないと考えています。ただし、コロナウイルス感染症の影響で資材の入荷に時間がかかるようなことは起きています。</p>
<p>○事故件数について</p> <p>死亡事故が2件、負傷事故が1件あるが、半年間の件数としてこれぐらいあるものか。</p>	<p>死亡事故の1件は市内業者によるものですが、おそらく市内業者による死亡事故は初めてですし、件数としましては市内業者が入ってくることは珍しいと感じています。</p>
<p>○事故の原因について (1)</p> <p>市内業者による死亡事故の原因はまだわからないのか。</p>	<p>安全管理の不適切ということで、安全管理については、施工計画で申請しているはずですので、そこで足りないところがあったのではないかと考えています。</p>
<p>○事故の原因について (2) (意見)</p> <p>死亡事故が多いが、すべてが業者の責任なのか、他に原因があるのか等、広い視野で観察していく必要があると思う。</p>	
<p>○建設業法違反の内容について</p> <p>市内業者が建設業法違反で指名停止となっているが、どういう内容か。</p>	<p>京都府から営業停止処分を受けています。</p>
<p>○事故の発生場所について</p> <p>今回の抽出案件の採用業者による事故は、抽出案件の工事で起きたのか。</p>	<p>京都府の発注工事で市外での事故です。</p>

2 談合情報対応状況の報告

内 容
今回はありません。